

北上川中流地域森林計画変更計画書（案）についての意見募集

県では、森林法第5条に基づき地域森林計画の変更計画を作成し、公表する予定です。

このたび、北上川中流地域森林計画変更計画書（案）を作成しましたので、この案に対する皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで

2 資料の閲覧場所等

(1) 資料の閲覧場所

ア 県庁1階行政情報センター及び県民室

イ 各地区合同庁舎行政情報サブセンター

ウ 県立図書館（いわて県民情報交流センター（アイーナ）3階）

エ 県庁6階農林水産部森林整備課

（盛岡市内丸10-1 TEL：019-629-5782 閲覧時間：午前9時から午後5時まで）

オ 県南広域振興局林務部

（奥州市水沢大手町1-2 TEL：0197-22-2871 閲覧時間：午前9時から午後5時まで）

カ 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

（花巻市花城町1-41 TEL：0198-22-4932 閲覧時間：午前9時から午後5時まで）

キ 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター

（遠野市六日町1-22 TEL：0198-62-9933 閲覧時間：午前9時から午後5時まで）

ク 県南広域振興局農政部一関農林振興センター

（一関市竹山町7-5 TEL：0191-26-1893 閲覧時間：午前9時から午後5時まで）

(2) 資料の入手場所

ア 県庁1階行政情報センター及び県民室

イ 各地区合同庁舎行政情報サブセンター

ウ 県ホームページからダウンロード

3 御意見の提出方法

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールにより、下記の提出先にお送りください。

なお、電話での御意見はお受けできませんので御注意ください。

(2) 様式は自由です。

(3) 御意見には、「御住所」「お名前」を御記入ください。

（お知らせいただいた個人情報については、地域森林計画の検討のみで使用し、第三者に提供することはありません。）

4 御意見の取扱いについて

(1) 提出いただいた御意見の概要については、プライバシーの保護等に十分留意し公表します。

なお、類似している御意見は集約します。

(2) 御意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

5 御意見の提出先

(1) 郵送

〒020-8570 岩手県農林水産部森林整備課

(住所の記載は不要です。)

(2) ファクシミリ

019-629-5794

(3) 電子メール

AF0011@pref.iwate.jp (半角英数)

※ 上記に対するお問い合わせ先

岩手県農林水産部森林整備課計画担当

電話：019-629-5782

【地域森林計画の概要】

地域森林計画とは、森林法第5条の規定に基づき、知事が全国森林計画に即して、県内の森林計画区の民有林について 5年ごとにたてるもので、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等に関する10年を一期とする計画 です。

岩手県には、馬淵川上流、大槌・気仙川、北上川上流、久慈・閉伊川、北上川中流の5つの森林計画区 があり、毎年順繰りに一つの計画をたてています。

今年度は、大槌・気仙川森林計画区の計画をたてるとともに、久慈・閉伊川森林計画区、北上川上流森林計画区、北上川中流森林計画区について変更を行う予定です。